

(事業主の方へ)

# 求人票には正確で明確な求人条件の記載をお願いします。



☆ハローワークでは、各事業所との信頼関係のもと、求人内容を詳細に把握させていただき、応募者にその内容を説明し職業紹介を行っています。

求職者から、求人票の内容が実際と異なるとの申出を受けた場合には、当該事業所に対し事実確認を行った上で、必要に応じ「求人者の保留」や「紹介の一時停止」などの措置を講ずることがありますので、適正な求人条件の記載をお願いします。

## 申出の内容は

応募者や採用された方から求人票と実際の労働条件が違うとの申出がハローワークに寄せられることがあります。求人票と実際の内容が異なると応募者や就職された方の不信を招き、採用(内定)されても結果として辞退や退職に至ってしまうこともあります。



- ・求人票に関する申出・苦情で一番多いのは、「賃金に関すること」で24%、次いで「就業時間に関すること」、「職種・仕事の内容に関すること」、「選考方法・応募書類に関すること」となっています。
- ・具体的な要因としては、「求人票の内容が実際と異なる」が最も多く36%、次いで「求人者の説明不足」、「言い分が異なる等により要因を特定できないもの」となっています。

## 労働条件の明示

採用を内定したら、雇用するまでの間に、「雇用契約書」又は「労働条件通知書」等を交付する必要があります。



- ・使用者が労働者を採用するときは、**賃金、労働時間その他労働条件を書面に明示した「雇用契約書」又は「労働条件通知書」などを交付**しなければなりません。(労働基準法15条「労働条件の明示」)  
明示された労働条件と事実が相違している場合には、労働者は即時に労働契約を解除することができます。
- ・労働条件通知書のモデル様式は、厚生労働省のHPからダウンロードできます。  
(URL:<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html>)
- ・求人票は、「労働条件通知書」や「雇用契約書」ではありませんので、ご注意ください。

## 求人票記載の労働条件

面接で、求人票に記載されている賃金より低い金額を示されたり、就業時間が異なるなどの申出があります。



- ・求人票の賃金欄の下限額は、応募基準を最低限満たす方を採用した場合に支払う予定の金額です。応募者は、少なくとも下限額が支払われるものと信じて応募していますので、求人票には正確な記載をお願いします。なお、試用期間や研修等により、一定期間賃金支払い額が異なる場合は、あらかじめ、補足事項欄や備考欄にその旨記載してください。
- ・採用基準を満たさない応募者を本人との同意により別の労働条件により採用に至った場合は、採否通知書等により管轄のハローワークあてご連絡をお願いします。
- ・求人者は求人申込に当り、労働条件を明示しなければなりません。(職業安定法第5条の3第2項)



## 採否結果の連絡・応募書類の返戻

応募者は、求人票に記載されている採否の通知日を目安に結果の通知を待っています。採否結果の通知が遅れる場合は、その旨、応募者に連絡してください。



- ・応募者の採否結果は、期日内までに応募者本人に直接通知するとともに、紹介状裏面の採否通知書等により、紹介先ハローワークにもご連絡をお願いします。応募者は期日内に採否結果が来ないと、不採用だと思込み、別の求人に応募される場合があります。
- ・履歴書や職務経歴書には、多くの重要な個人情報に記載されています。選考の結果、不採用となった方の応募書類は速やかに返戻してください。なお、やむを得ず返却できない場合は、本人にその旨了解を得て、責任をもって廃棄していただくようお願いします。

## 固定残業代制度

実際の時間外労働、休日・深夜労働の有無にかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日・深夜労働に対して、名称の如何にかかわらず定額で支払われる割増賃金をいいます。



- ・固定残業代は一定時間以下の時間外労働に対し定額支給される制度ですが、一定時間数を超えた場合は追加して時間外手当の支払い義務が発生します。そのため、求人票にはあらかじめ何時間分の計算で固定残業代が設定(計算式が記載されていると分かりやすくなります。)されているかを明示する必要があります。
- ・時間外労働に係る割増賃金は、個人によって賃金の額に幅がある場合がありますので、注意が必要です。
- ・残業時間が一定時間数未満の場合に残業手当が減額される場合は、固定残業代とはいいません。

## ハローワーク 求人ホットライン

ハローワークで仕事を紹介された方からいただいた「求人票と違う!」という申出については、全てのハローワークのほか、「ハローワーク求人ホットライン」(コールセンター)にお申出をいただき、各ハローワークで確認・指導を行っております。



- ・求職者から、① 面接に行ったら、求人票より低い賃金を提示された、② 求人票と違う仕事の内容だった、③ 正社員と聞いて応募したのに、非正規雇用の形態だった、④ 採用の直前に、求人票にはなかった勤務地を提示された、⑤ 始業の30分前に出社させられる、⑥ 「あり」となっていた雇用保険、社会保険に加入していない等、求人票と実際の内容が異なる旨の申出があります。
- ・ハローワーク(求人ホットライン)で申出を受け付けると、事業所に事実を確認の上、必要に応じて是正指導を実施します。改善されない場合は、求人保留する場合があります。

## 人材確保ワンポイントアドバイス

求人票は記載項目が統一されています。限られた項目の中で、ちょっとした工夫により応募者が増加する場合があります。特に、多くの求職者が注目する仕事の内容と給与条件はなるべく詳しく記載することで応募率は高くなる傾向があります。

各種助成金など国の支援制度を上手に活用し、雇用管理改善を進めることが人材確保の重要な鍵となりますので、ハローワークにご相談ください。



【お問い合わせ先】 ハローワーク鶴岡 求人担当 (TEL0235-25-2501)

